

契約潮干狩場の利用方法等について

春季におけるレクリエーション施設として、下記の潮干狩場の施設と利用契約を結びましたのでご案内いたします。

1. 契約施設名称・利用者負担金

契 約 施 設	契約料金（利用者負担）	
東幡豆海岸潮干狩場 所在地：東幡豆漁業協同組合 西尾市東幡豆町小見行田20-3 電 話：0563-62-2068 利用期間：令和6年4月6日～6月25日	大人（小学生以上）	700円 ※小学生未満でも 入漁袋が必要な 場合は料金必要
西幡豆鳥羽海岸潮干狩場 所在地：幡豆漁業協同組合 西尾市鳥羽町十三新田1-117 電 話：0563-62-2176 利用期間：令和6年4月11日～6月10日	大人（小学生以上）	700円 ※小学生未満でも 入漁袋が必要な 場合は料金必要

【注意事項】

- 「利用券」に必ず事業所名、保険証の記号・番号、氏名（利用者氏名）を記入し、区分欄（大人・小人）の該当箇所を○印で囲み使用してください。
- 「利用券」は、必ず案内所に立ち寄り、受付窓口利用者負担金（現金）を添えて提出してください。
- 利用者1人に対し、「利用券」1枚が必要です。
- 各施設とも臨時に休業、営業時間を変更する場合がありますので、あらかじめご確認のうえお出かけください。
- 各施設が指定した場所で利用上の注意事項を守り、安全に利用してください。

契約潮干狩場利用券については、機関誌「わが友春号（令和6年3月30日発行）」から切り取ってご利用ください。